

現 行	改正後
（契約締結の期間） 第十条 契約につき契約書を作成する場合には、落札者は、落札の通知を受けた日から<u>五日</u>（その期間中に仙台市の休日を含める条例（平成元年仙台市条例第六十一号）第一条第一項に規定する休日及び一般の取引慣行に基づき管理者が定める日があるときは、その日数を除く。）以内に契約書に記名押印しなければならない。ただし、遠隔地の場合その他管理者が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。 2 落札者が、前項の期間内に契約書に記名押印しないときは、契約を締結しないものとみなす。 （指名競争入札の参加者の指名等） 第十一条 〔略〕 2 令第六百六十七条の十二第二項の通知は、第五条第一項各号に掲げる事項について行うものとする。 （随意契約の範囲） 第十三条 企業法施行令第二十一条の十三第一項第一号の規定により随意契約によりことができる場合は、売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が次の各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める額を超えないものをするときとする。 一 工事又は製造の請負 <u>二百五十万円</u> 二 財産の買入れ <u>百六十万円</u> 三 物件の借入れ <u>八十万円</u> 四 財産の売払い <u>五十万円</u> 五 物件の貸付け <u>三十万円</u> 六 前各号に掲げるもの以外のもの <u>百万円</u> （契約保証金の免除） 第十六条 次の各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。 一～七 〔略〕 八 業務委託契約（工事に係る業務委託契約にあつては、契約金額が<u>百万円</u>未満のものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき 九・十 〔略〕 （契約書作成の省略） 第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約書の作成を省略することができる。 一 次に掲げる契約を締結するとき イ 売買契約で一件の契約金額が<u>三十万円</u>未満のもの ロ 工事請負契約で一件の契約金額が<u>百万円</u>未満のもの ハ その他の契約で一件の契約金額が<u>五十万円</u>未満のもののうち、管理者が別に定めるもの 二 物件を<u>売払う</u>場合において、買受人が代金を即納し、直ちに<u>引取る</u>とき 2 〔略〕	（契約締結の期間） 第十条 契約につき契約書を作成する場合には、落札者は、落札の通知を受けた日から<u>十日</u>（その期間中に仙台市の休日を含める条例（平成元年仙台市条例第六十一号）第一条第一項に規定する休日及び一般の取引慣行に基づき管理者が定める日があるときは、その日数を除く。）以内に契約書に記名押印しなければならない。ただし、遠隔地の場合その他管理者が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。 2 〔略〕 （指名競争入札の参加者の指名等） 第十一条 〔略〕 2 令第六百六十七条の十二第二項の<u>規定による</u>通知は、第五条第一項各号に掲げる事項について行うものとする。 （随意契約の範囲） 第十三条 企業法施行令第二十一条の十三第一項第一号の規定により随意契約によりことができる場合は、売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が次の各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める額を超えないものをするときとする。 一 工事又は製造の請負 <u>四百万円</u> 二 財産の買入れ <u>三百万円</u> 三 物件の借入れ <u>百五十万円</u> 四 財産の売払い <u>百万円</u> 五 物件の貸付け <u>五十万円</u> 六 前各号に掲げるもの以外のもの <u>二百万円</u> （契約保証金の免除） 第十六条 次の各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。 〔一～七 略〕 八 業務委託契約（工事に係る業務委託契約にあつては、契約金額が<u>二百万円</u>未満のものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき 〔九・十 略〕 （契約書作成の省略） 第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約書の作成を省略することができる。 一 次に掲げる契約を締結するとき イ 売買契約で一件の契約金額が<u>五十万円</u>未満のもの ロ 工事請負契約で一件の契約金額が<u>二百万円</u>未満のもの ハ その他の契約で一件の契約金額が<u>百万円</u>未満のもののうち、管理者が別に定めるもの 二 物件を<u>売り払う</u>場合において、買受人が代金を即納し、直ちに<u>引き取る</u>とき 2 〔略〕

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和七年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第十三条、第十六条第八号及び第二十条第一項第一号の規定は、この規程の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた当該契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

(交通局総務部財務課)